

平成26年6月定例会 総務委員会（付託）

平成26年6月30日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

笠井委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

公安委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【報告事項】 な し

児嶋警察本部長

報告事項はございません。

笠井委員長

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

木南委員

福島県警の2名の警察幹部が自殺したという記事を約2か月くらい前に見ました。3.11から3年余りがたち、いまだに福島県では治安維持に非常に苦勞されているのかなと思います。自殺の原因はオーバーワークだといった記事が出て、非常に同情しておりました。

しかし、6月27日の新聞だったと思うのですが、実はオーバーワークではなく、パワーハラスメントではなかったのかと載っていました。パワーハラスメントというのは非常に難しい問題でありまして、加害者側には余り認識がなく、被害者側の心に非常に大きな傷が残るところがございます。多分、福島県においても警視と警部というと幹部職員ではないかと思うのですが、この2名のスタッフを失ったのは大きな痛手ではないかと思います。このような難しい問題の中で、徳島県警としてはパワーハラスメントが及ぼす影響についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

河村警務部長

パワーハラスメントにつきましては、徳島県警察におけるハラスメントの防止等に関する訓令において、職員が職務上の地位又は権限を不当に利用し、又は逸脱して、他の職員の勤務意欲、勤務環境等を著しく阻害する結果をもたらす不適切な言動と定義しております。

職場におけるパワーハラスメントは、その対象となった職員の勤務意欲を低下させ、能力の発揮を阻害するだけではなく、職場環境の悪化や業務の円滑な遂行を阻害するなどの悪影響を及ぼすため、この種事案の絶無を図っていかなければならないと認識しております。県警としましては、警察職員個々が持てる力を十分に発揮できるよう、明るく風通しの良い職場環境づくりに努めているところでございます。

木南委員

なぜこのような質問をしたかという、ハラスメントというのはいろいろな社会で起こりうる可能性を持っているのですが、警察組織というのは、一般の社会よりも起こりやすいのではないかと思います。というのは、一つは命令系統が全くの縦割り、あるいは上下関係を非常に重視する組織であるし、さらには治安維持に非常に大きなパワーを有すると思います。そのため、警視、警部といった方が自殺に追い込まれたというのは非常に深刻ではないかと思うのですが、警視、警部というのはどのような立場なのか。警視、警部の身分というか、警察組織の中での立場について、少し説明していただきたいと思います。

河村警務部長

警視におきましては、一般的には各所属における長に準ずる階級だと認識しております。

警部につきましては、捜査主任官として事件を総括的に指揮する立場の階級にあるものと認識しております。

木南委員

多分、定員法みたいなものが警察の組織の中にもあると思うのですが、偉い順に並べる、あるいは下から並べると、警視、警部というのはどれぐらいのランクになるのですか。

笠井委員長

小休します。（10時39分）

笠井委員長

再開します。（10時39分）

河村警務部長

徳島県警察におきましては、平成26年4月1日現在、警察官の定員が1,535人でございますが、警視につきましては74名、警部につきましては151名の者が配員されているところでございます。続きまして、警部補につきましては424名、巡査部長につきましては437名、巡査につきましては449名という定員となっております。

木南委員

そうすると、1,535人のうち警視が74人、警部が151人、また、警部補、巡査部長、巡査が約400人ずつということで、非常に大幹部といっても差し支えないと思います。話を聞いてみると、福島県警の45歳の警視が、51歳と52歳の年上の部下をパワーハラスメントしたとの話です。徳島県警において、45歳の警視はいらっしゃるのですか。

河村警務部長

現在、45歳の警視は1人いると認識しております。

木南委員

階級ですので、優秀な者が上に上がるとは思いますけれども、他県の状況ですので、福島県のことについて余り深く掘り下げたくはないのですが、徳島県警の45歳の警視、あるいは福島県の45歳の警視というのは、どのような立場の方ですか。

河村警務部長

徳島県警における45歳の警視につきましては、本部所属の管理官を務めております。福島県警で、先日処分されました警視につきましては、警察庁から出向している者でございます。現在、警察庁人事課付きとなっております。

木南委員

新聞報道によると、戒告という懲戒処分だったとの話ですが、戒告というのは、懲戒処分の中ではどの程度の重さですか。

薄墨首席監察官

懲戒処分の種類でございますが、上から免職、停職、減給、戒告の4種類でございます。

木南委員

戒告というのは、懲戒処分の中では一番軽い処分と理解します。先ほどの答弁によると警察庁からの出向ということですが、処分に関する任命権者は誰ですか。

河村警務部長

処分につきましては、福島県警の所属でございますので、福島県警本部長が処分することになっていると認識しております。

木南委員

多分、徳島県警の処分もそのとおりでと思いますが、福島県警の枠決めとしては、二人が自殺しても戒告程度の懲戒処分だと理解しております。徳島県警の処分について、パワーハラスメントに限ってもいいのですが、どのような形で実施していますか。

#### 薄墨首席監察官

パワーハラスメントと確認できましたら厳正な処分を講じることとなりますが、処分につきましては、個々の事案ごとに調査等により判明しました事項を総合的に判断して、必要な処分を行うこととなります。

#### 木南委員

なぜこのようなことを言うかという、非常に不幸なことが起こったと思っております。他山の石として、やはり我が県も戒めなければならない。先ほども申し上げたように、警察組織というのはパワーハラスメントが起こる可能性が非常に高い組織ではないかと思っております。先ほど申し上げた理由になりますが、加害者というのは余り認識がない一方で、被害を受けた者は心に非常に大きな傷を残す。このような状況の中で、誰かが聞いてあげる駆け込み寺やホットラインといったところが非常に大事ではないかと思うのですが、その辺はどのように対応されていますか。

#### 河村警務部長

木南委員御指摘のとおり、パワーハラスメントの防止につきましては、被害者が気兼ねなく相談できる態勢を構築することが重要であると認識しております。県警察では、平成25年3月に徳島県警察におけるハラスメントの防止等に関する訓令を制定し、ハラスメント防止対策を推進しており、訓令に基づき、各部、各警察署に複数のハラスメント相談員を配置するとともに、24時間対応できるようにハラスメントホットラインを設置して、ハラスメントの相談受理に当たっております。

そして、ハラスメントに関する相談が寄せられた場合につきましては、警察本部と当該所属が連携し、関係者から調査を行っております。調査に関しては、通報者や相談者、調査に協力した者が、いかなる不利益を受けないように配慮するとともに、プライバシーの保護に万全を期しているところでございます。

#### 木南委員

役所の形式としてシステムはあるのですが、なかなか利用しづらい組織が非常に多いと思います。こういう面については、少なくとも絵にかいた餅にならないように、実効性のある組織にしてほしいというのが私の希望です。これは非常に深刻な問題だと思います。なぜ、このようなことを言うかという、徳島県警において、過去にパワーハラスメントがあったと側聞しました。絶対にそのようなことがあってはならないと思っております。

本部長の御決意をお聞かせいただきたいと思っております。

#### 児嶋警察本部長

警察組織が、持てる力を十分に発揮して、職員が一丸となって治安維持に当たるために

は、職員同士の融和団結と信頼関係が必要不可欠だと思います。このため、治安維持に悪影響を及ぼさないためにも、上司と部下がお互いに信頼できる強固な組織を構築することが重要であります。よって、職場環境を悪化させ、業務の円滑な遂行を阻害するようなパワーハラスメント行為はあってはならないと考えます。このため、私は、徳島県警に着任後から風通しのよい組織づくりを訴え続けております。今回、福島県警の事案も踏まえ、引き続き、組織の職員個々が力を最大限発揮できるような良い組織にしていきたいと思っております。

#### 木南委員

本部長の御決意をお聞きしたわけですが、これは本当に不幸な出来事だったと思いますし、繰り返しになりますけれども、他山の石として組織を十分に考えていただいて、現場あるいは組織が仕事しやすい、決してハラスメントという現象を起こさないよう御努力していただきたいことをお願いして、私の質問を終わります。

#### 藤田元治委員

警察署の統合について、何点かお伺いをしたいと思います。これまでに県議会で様々な議論がなされた警察署の統合問題であります。今春、美馬署とつるぎ署、阿波署と吉野川署が統合し、いよいよ4月から運用が開始されたわけですが、先般の総務委員会の県西部の視察におきまして、美馬署を視察した際に質問いたしました。統合前、よく説明に来ていただいて、警察署の幹部の方々を削減し、その分を現場の実働部隊の方に回して態勢を充実させるといった説明を何度も受けたわけですが、これは復習になるのかもしれませんが、実際、署員の数というのはどのように変わったのか。また、警察官一人当たり何人の住民の方を受け持つのか、いわゆる負担率についてどのように変わったのか、お伺いをいたします。

#### 河村警務部長

統合後の警察官の数につきましては、阿波吉野川警察署は79名でございまして、統合前の2署の合計より4名減少しております。美馬警察署につきましては64人で、統合前の2署の合計より5人減少しているところでございます。警察官一人当たりの負担人口は、平成26年1月1日現在の阿波市及び吉野川市の合計人口で計算すると、阿波吉野川警察署は1,065人で、統合前の2署の警察官数で計算した場合の1,014人と比べまして、51名増加しております。同じく、平成26年1月1日現在の美馬市及び美馬郡の合計人口で計算すると、美馬警察署につきましては660名で、統合前の2署の警察官数で計算した場合の612人と比べ、48人増加しているところでございます。

#### 藤田元治委員

幹部を削減したということですが、実際、実働部隊は増えていないのですか。

河村警務部長

減少した人数につきましては、署長、課長など、幹部職員が減ったものでございまして、実働部門の警察官は減少しておりません。まず、参考でございますが、統合2署のほか、阿波吉野川警察署の阿波庁舎には機動捜査隊西部分駐隊6名、美馬警察署のつるぎ庁舎には自動車警ら隊西部分駐隊6名を配置したところでございます。

藤田元治委員

それでは、実際、現場に出られる実働部隊というのは、増えているという認識でよろしいですか。

河村警務部長

実働部門の警察官については、別組織でございますが、機動捜査隊の西部分駐隊と自動車警ら隊西部分駐隊の6名ずつ増員しているところでございますので、実働部門の警察官は減少していないと認識しております。

藤田元治委員

今、負担率もお聞きしたのですが、管内の人口だけではなく、面積的な要件も非常に大きく絡んでくるのではないかと思います。高いから治安が悪いといったことは一概には言えないと思いますが、県内における他の警察署と比較した場合、どのような状況になっているのでしょうか。

河村警務部長

先ほど申しましたとおり、阿波吉野川警察署の負担人口は1,065人ということで、県下13署の中で1番多い状況でございます。また、美馬警察署の負担人口は、先ほど申したとおり660人ということで、県下13署の中で10番目の負担となっております。

藤田元治委員

わかりました。実際、統合されて初めて問題が判明することはよくあることだと思います。当初、私たちも治安や行政サービスの低下を不安視していたのですが、運用開始から2か月余りたちまして、実際、警察活動や住民サービスにおいて問題は生じていないのか。生じているのであれば、どのような問題が発生しているのか、事例も併せて説明していただきたいと思います。

河村警務部長

委員御指摘のとおり、警察署の統合前につきましては、治安や行政サービスの低下を懸念する御意見を賜ったところでございますが、統合後、管内住民からそのような御意見は

頂いていない状況でございます。

しかしながら、引き続き、管内住民の御意見や御要望を聞きながら、治安や行政サービスをより一層向上させて努めてまいる所存でございます。

藤田元治委員

今のところ問題は発生していないということで、さきの委員会視察で美馬署を訪れた際にも少しお話をさせていただきましたが、私の地元の美馬署管内では、何人もの住民の方から、最近、本当にパトカーをよく見るようになったといった話を聞きます。先般、2日くらい前だったと思うのですが、県道鳴門池田線と並んで旧美馬町の山手線というものがありまして、これはもう完全に裏道ですが、そこにもパトカーが走っている姿を見かけるし、その二、三日前にも西岡警備部長の御実家があるところをパトカー走っていました。

本当に目に見える形での治安の向上といえますか、確実に地域住民の皆さん方の安全安心につながっていることを実感しているわけであります。これについては、警察署の統合効果が大きいこともあるのですが、やはり美馬署の署長をはじめ、署員の方々の日ごろの努力に敬意を表したいと思えます。先日、阿波市で強盗事件が発生した際も心配したのですが、非常に早い時期に犯人が検挙され、これも統合効果かなと、心配する必要もなかったわけです。今後の拠点整備につながるであろう今回の統合について、どのような効果があったのか、具体的な事例が有るのであれば、その事例も併せて説明していただきたいと思えます。

河村警務部長

統合しました阿波吉野川署、美馬署につきましては、態勢強化により、多くの警察官を機動的、集中的に投入することによって、事件事故の早期解決、未然防止を図っているところでございます。

事例につきましては、委員御指摘のとおり、阿波吉野川警察署では、強盗致傷事件、県職員による侵入窃盗事件を早期に検挙したほか、高齢女性の行方不明事案を早期に解決するなど、初期段階での警察官の集中的投入の効果が認められていると考えております。

一方、美馬署では、4月及び5月の刑法犯認知件数が昨年同期と比べると40%も減少しており、パトカーの運用台数を増やしたことによる街頭活動強化の効果が認められていると認識しております。引き続き、両署とも統合の効果を最大限に発揮し、地域住民の安全安心を守るため、効果的な運用に努めてまいりたいと考えております。

藤田元治委員

実際、治安状況も非常に良くなっているということですが、箱物事業、いわゆる警察署の統合による建て替えでありますとか、多額の予算執行の平滑化にも副次的に効果が期待できる警察署の統廃合について、治安の向上の観点から本当に有効であれば、是非、前向きに、積極的に検討すべきであると思うわけであります。同時に、本会議での代表質問で

も、また、事前委員会でも質問させていただきましたが、日本創成会議が衝撃的な数値を発表した人口減少問題を踏まえ、さらに、これから公共施設等総合管理計画を策定するに当たり、今後のあり方について、県警本部長から決意をお伺いしたいと思います。

#### 児嶋警察本部長

統廃合の今後のあり方についてであります。将来における県警の組織のあり方については、本県の治安維持や県民の安全安心を最優先に考え、限られた県警の態勢をいかなる形で運用するのが一番良いかということを検討すべきと考えております。今春、西部4署を統合いたしました。県警においては、初動態勢や夜間、休日の態勢が弱いなどの課題を抱える警察署もまだ残っています。よって、治安維持向上の観点から、これらの課題を更に解決していく必要があります。このため、まずは既に統合した2署の統合効果をよく見極めつつ、今後の人口趨勢や厳しい財政状況下での老朽化施設の整備のあり方等、様々な問題を考慮しながら、総合的に検討を進めてまいりたいと考えております。

#### 藤田元治委員

今回、統合した美馬署と阿波吉野川署の統合効果について、これから更に検証していただき、また、是正していただく。そして、更に治安の向上に努めていただきたい。日本創成会議が発表したあの数値というのは衝撃的でありますし、これから公共施設等総合管理計画も策定されていくと思いますので、その辺も総合的に考えて、やはりよりよき治安態勢と公共施設の適切なあり方についても十分に検討していただきたいと思います。

#### 岸本委員

それでは、徳島市内のことについて、お聞きします。

今年1月に運転免許センターは松茂町に移転しましたが、大原町の旧運転免許センターについては、現在、使用していないということで、その実状と、いいですか、施設はどうなっているのか、規模はどのくらいのものであったのか、その辺の説明をお願いします。

#### 杉本拠点整備課長

旧免許センターの規模でございますが、敷地につきましては、試験コース、駐車場等含めまして約32,000平方メートル。そして、建物につきましては、本館鉄筋コンクリート4階建てと別館鉄筋コンクリート3階建てがございまして、延床面積は約3,600平方メートルでございます。現在、使用はしておりません。

#### 岸本委員

もちろん、耐震化が出来ていないから移転したと思うのですが、今後、この建物をどのようにしていく予定ですか。



杉本拠点整備課長

旧免許センターの建物でございますが、委員御指摘のとおり、耐震性は確保されていないので、現状のまま使用するのは困難だと認識しております。また、将来的な使用方法については、まだ未定でございます。

岸本委員

それでしたら、そのままの状態売却していくのか、又は、そういう状況で貸出しというのはなかなか厳しいのかもしれませんが、今後の予定はどうか。

杉本拠点整備課長

現在のところ、用地につきましても利用目的等については定まっておりますが、現段階でございますが、今後、県の各部局や国、自治体等に対しまして利用計画の有無を確認させていただき、公的な利用がなければ売却の手続を進めることといたしております。

今、現状でございますが、用地の境界確定や測量等については完了しておりますが、現在、境界部分等の水路につきましてもの取扱いについて、徳島市と協議を進めているところでございます。そして、これらの作業が完了した後は、県の各部局で構成されます公有財産活用推進会議に諮り、活用の方針を決定する予定としております。

岸本委員

敷地が32,000平方メートルということですので、買える方も少ないと思いますが、希望者がいたら、どういうふうに売却手続を進めていくのか。

また、売却に当たって購入される方の条件であったり、資格といったものはあるのか。

さらに、あの辺は住宅地ですので、規制はありますか。

杉本拠点整備課長

売却に関する手続の内容等でございますが、先ほど説明させていただきましたとおり、現在のところ、旧免許センターの利用方針はまだ決定してございませんが、一般的に公有財産を売却する場合につきましては、不動産鑑定士によります鑑定価格に基づいて最低売却価格を定め、それを公表し、一般競争入札により手続を進めるものでございまして、旧免許センターも同様の手続により対応することとなります。

なお、購入者の条件でございますが、一般競争入札により公有財産を売却する場合、入札前に成年被後見人等でないこと、それから暴力団関係者でないことの誓約書を徴収することとしておりますが、それ以外の購入者に対する条件や資格はございません。

また、住宅地規制につきましてもですが、旧免許センターを含む周辺地域は、第一種住居地域として用途制限を受けております。住居の環境を保護するための地域としまして、開発や建築に一定の制限を受けることとなります。具体的には、居住環境にふさわしくない施設や大規模な倉庫等の建設は認められないものとなります。したがって、仮に売却

する場合、こうした規制があることを周知し、所用の手続を進める必要があるものと認識しております。

岸本委員

今の段階ではなかなか厳しいかもしれませんが、その手続を完了して、公共で使用しなければ一般に公示することだったと思いますが、そのめどがあればお聞かせいただきたい。

杉本拠点整備課長

今後の方針等でございますが、先ほど御説明させていただきましたとおり、今現在、境界等の部分について、水路等の扱いを徳島市と協議しておりまして、それが済み次第、県の部局に対する会議に諮りたいと思っておりますが、議員御指摘のとおり、広大な敷地でございますので、地域住民の住環境をかんがえた場合、私どもにおきましても長期間放置しておくことにつきましては適当でないものと承知しておりますので、できるだけ早い時期に対応するべく検討しておりますが、公共用地の利活用等につきましては、周辺の影響等もございまして、その辺を慎重に判断すべきものと思っております。一義的には公共による活用、それから財源確保のための売却を進めるべきものと認識しております。その上で、長期間未利用であるとか、売却できずに遊休地となっている財産等につきましては、民間への貸付けなども視野に入れて検討してまいりたいと思っております。旧免許センターにつきましても、このような考え方に沿って対応してまいりたいと考えております。

岸本委員

売却のめどと申しますか、スケジュール感をお聞きしましたが、今、課長から答えていただいたように、近辺の方に貸し出すとか、利活用したいということでございましたので、そのまま放置するのではなく、何らかの形で活用できるように、是非、更に検討を進めていただきたいと思っております。

中山委員

先ほどの岸本委員の質問に関連して、1点だけお聞きしたいのですけれども、耐震化が出来ていない大原免許センターを仮に活用した場合、万が一、活用しているときに地震が起きたら、責任問題はどうなるのでしょうか。

杉本拠点整備課長

耐震化の問題、それから老朽化が著しく進んでいる問題から、現段階で建物の貸出しにつきましては難しいと認識しております。

中山委員

仮に貸し出すとか、そのまま売却するという事になれば、まずは耐震化してからとい

うことになるのでしょうか。

杉本拠点整備課長

そのままの状態で売却した場合でも、それを撤去していただく条件で売却するといった形で対応すると思います。

中山委員

本当に広大な土地なので、早く対処していただきたいと思います。

次に、ちょうど先日の一般質問の時、私の同級生である西君が教育委員長代行職務として出席されてました。彼が代表取締役社長を務めています西精工株式会社は、厚生労働省が出している「くるみんマーク」の認定事業所であり、育児支援に関して非常に重点的に取り組んでいます。つい先日も徳島県が参加している11県知事会で発足した子育て同盟におきまして、2014年度の子育て応援事業所に選ばれました。そして、西精工株式会社においては、2010年から育児休暇取得率にしても女性社員の職場復帰率も100パーセントという立派な会社であり、民間企業はすごく頑張っています。4月26日の徳島新聞に載っていたのですが、育休などは必要ないと答えた男性公務員の方が7割といった発表がありました。

今日のこの場におきましても、富久公安委員長が紅一点で、後はすべて男性と、私の個人的な見解ですが、やはり警察というのは男性社会といったイメージがあります。

藤田元治委員もおっしゃったように、日本創成会議が発表したマスターリストというのが本当に衝撃的な内容で、少子化に歯止めを掛けていかないと、896の市町村が消滅するといったことが言われております。これからは子どもが産める体制づくりを早急に考えていかなければならないと思います。民間企業が頑張っているのですから、当然、警察もそれに呼応して、率先していただく必要があると思います。しかしながら、先ほど河村警務部長のほうから発表がありましたように、警察組織の定員が決まっている中で、治安維持のために少数精鋭で非常に頑張らせていただいておりますが、それ故に育休がなかなか取得しにくくなっているのではないかと思います。けれども、出産育児に専念できるような環境づくりというのは必要不可欠であると思いますので、今、徳島県警察において、育児休暇以外に何か取り組んでいることが有れば、教えていただきたいと思います。

河村警務部長

委員御説明のとおり、地方公務員の育児休業等に関する法律では、子どもが3歳になるまで継続して休業できる育児休業や小学校就学まで勤務時間を短縮できる育児短時間勤務、また、1日につき2時間を超えない範囲で休業できる部分休業等の制度が定められております。県警察では、徳島県警察特定事業主行動計画を策定して、職員に対し、産前産後の休暇を取得するなどの子育てに係る制度の周知や意識啓発を図るとともに、事務の合理化、効率化による定時退庁の促進など、働きながら子供を産み育てやすい環境整備を進めてい

るところであります。

また、職員が憂いなく出産、育児に専念できるよう、休業時のサポートをする嘱託員を配置したり、職場復帰時に研修会を開催するなど、問題なく職場復帰できるような取組をしているところでございます。

中山委員

いろいろな対策を講じていただけていますが、今現在、取得している人は少ないのではないかと思います。

少し質問を替えますが、今、女性職員の割合というのは、どのくらいでしょうか。

笠井委員長

小休します。（11時17分）

笠井委員長

再開します。（11時18分）

河村警務部長

県警察におきましては、平成26年4月1日現在、女性警察官が82名、一般職員につきましては134名でございます。計216名の女性職員が勤務しております。

中山委員

やはり女性の力というのは非常に必要だし、今、国においても女性の潜在能力を引き上げるようにいろいろな施策が組まれています。結婚を機に退職されても警察のほうで定員が決まっているため、すぐに補充できないと思います。先ほど申しましたように、育児休暇が取得しやすい環境整備は当然であります。女性が仕事を続けられない理由の一つに、男性が余り育児に参加してくれないということが挙げられています。実際、出産する女性と違いまして、男性が休みを取りにくいのではないかと考えられますが、現状として、県警察におきまして、男性職員が育児休暇を取得する割合はどのくらいでしょうか。

河村警務部長

地方公務員の育児休業等に関する法律が施行されましたのは平成3年でございますが、それ以降、県警察におきまして、同法に基づく育児休業等を取得した男性職員はいない状況でございます。しかしながら、徳島県人事委員会規則に定められています出産サポート休暇については、配偶者の入院や分娩に付き添うため、出産前後2週間で3日を超えない範囲の休暇、及び分娩に係る子ども等の養育のため、出産前後8週間で5日を超えない範囲の休暇につきましては、平成23年度では56名、平成24年度では54名、平成25年度では50名取得している状況でございます。

## 中山委員

少数の方が取得しているようにはなっていますが、取得すべき人というのはまだまだいらっしゃると思います。やはり女性の立場も考えて、安心して子育てが出来るように、これからはそういった協力体制がどんどん必要になってくると思います。しかしながら、先ほど本部長が風通しの良い職場づくりを目指すとおっしゃっていましたが、休むと立場が悪くなったり、他の職員から理解が得られないとか、なかなか取得しづらい職場環境があると思います。それを解消する意味で啓発活動等をしていかななくてはならないと思いますが、その辺の取組はどうでしょうか。

## 河村警務部長

徳島県警察では、仕事と生活との調和が図られた職場環境づくりを強力に推進しているところでありまして、男性職員にあっても育児参加を促進しているところでございます。

具体的には、部内電子掲示板におきまして、育児休業、育児短時間勤務、部分休業等の制度や、その取得手続を掲載し、職員に周知を図るとともに、積極的な取得を働き掛けております。

また、その採用時であるとか、上位職の昇任の際の研修等におきましても、子育てに係る休暇制度について教養を行うとともに、部内啓発資料を発行しまして、幹部職員自らの意識啓発を行っているところであります。

しかしながら、先ほど申しましたとおり、現実としましては男性職員の育児休業等が利用されていない状況でありますので、更なる啓発を進めてまいりたいと考えております。

## 中山委員

冒頭でも申しましたように、全国的に少子化が進み、本当に非常事態宣言が発令されてもいような時期でないか、今、正に最優先で取り組むべき課題ではないかと思っておりますので、是非、出産育児休暇を取得しやすい環境整備を進めていただくよう、強く要望したいと思います。本部長もおっしゃったように、本当に風通しの良い職場環境づくりに向けて、本部長自らが陣頭指揮を執っていただきたい。皆さん幹部は育児休暇の時期からもう離れているかもしれませんが、部下の方たちが出産育児休暇を取得しやすい環境づくりに一生懸命努めていただきたいと強く要望しておきたいと思っております。

## 松崎委員

まず、議案として出ています県警察関係手数料条例について、少し質問をさせていただきたいと思っております。説明の段階では、免許を再取得する特定取消処分者となっていて、その理由としては、てんかん、認知症等の病気を理由に取り消され、かつ、3年を経過しない者となっています。治療の方法等は進み、3年以内に治癒する可能性も大変大きいということで、そこらを含めた今回の条例改正なのか、その辺の関係などについても少し

教えていただきたいと思ひます。

澤口交通部長

一定の病気にかかった人を運転免許行政から排除するというものではありません。一定の病気にかかった場合、適正な治療を受けていただき、病状が回復した場合、病院のほうで認定されますと再取得の機会が与えられる制度でありまして、病気にかかったから運転免許行政から排除するという趣旨では全くございません。

松崎委員

わかりました。そうした一方で、酒や薬物などの影響により大変悪質な事故を起こした場合、5月20日から自動車運転処罰法が施行されることとなりました。これは正常な運転に支障を来すおそれがあるということで、てんかんであったり、睡眠障害等により、スクールゾーンなどの通行禁止場所での危険運転が度々発生しているため、新しい法律が出来たということでございます。今後、この法律の趣旨をどのように徹底させていくのか、さらには、つい最近も病気等に関係した重大事故が何件も起きてきているので、そういった対策をどのように考えているのか、お伺いしたいと思ひます。

また、県警交通指導課の方がホームページで解説等をするといった新聞報道もありますが、それは既になされているのか、いつぐらいになされるのか、少し教えていただきたいと思ひます。

澤口交通部長

ただいまの法律の目的と申しますか、その背景を説明させていただきます。

全国的に交通事故の死傷者数は減少し、交通事故も減少傾向にあります。依然として飲酒、無免許運転など、悪質危険な運転方法による死亡事故が発生しているところではあります。

こうした悪質危険にあっても、危険運転致死傷罪を適用することが出来ない場合がございあります。それらのことから、罰則の是正を図るという意見が多く寄せられました。

そこで、その対応のために所用の罰則整備が行われ、刑法に規定されていまして危険運転致死傷罪及び自動車運転過失致死傷罪が、新たに施行しました自動車運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に移行しました。

そして、新たに危険運転致死傷罪の態様に、通学路等の道路における重大な交通上の危険を生じさせる速度で進行する、及びアルコール、薬物または一定の病気の影響により正常な運転に支障を来すおそれのある状態で進行し、正常な運転が困難な状態になった場合につきまして、人を死傷させた者が追加されまして、さらに飲酒運転などで逃げ徳、追い飲みなどをして人を死傷させるような態様にも対処することとなりました。

また、無免許運転による刑の加重規定の新設等を内容とするものも加わっております。

このように、アルコールや一定の病気の影響により危険運転致死傷罪が適用されない場合もございありますが、その条件を緩和しまして、新たに法律の3条に過去の危険運転より

も緩和した条件を付けまして、適用することになりました。

一方、先ほど委員が質問されましたとおり、表と裏の関係ではございませんが、一定の病気にかかったとしても、それを治療することによって運転免許を再取得していただくという制度も併せて規定していきまして、病気を治せば再取得できるということでございます。

先ほど申し上げましたが、こういったことを県民の方々に知っていただくため、ホームページに掲載していますので、是非とも見ていただきたいと思いますとともに、各種会合、講習等におきましても、この新しい処罰規定の説明をしておりますし、そういった新たな追加規定の検挙事例がございましたら、広報等も検討しておりますので、よろしく願いいたします。

#### 松崎委員

これまでも県を挙げて危険な通学路の改善措置について取り組んできていただきましたが、本当に何の過失もない子どもたちや通行者が、車によって大変な被害を被る案件がございます。したがって、これから免許を更新される方や取得される方もいらっしゃると思うので、この趣旨については、是非、そういう場所の中でもしっかりと研修項目に入れていただき、周知徹底していただきたい。やはり悲惨な交通事故が起こらないような対策を、是非、県警としても実施していただきたいと要望しておきます。

もう一点ですが、行政クレームの対応に関する県警と市町村等との連携協力のあり方についてお聞きしたいと思います。美馬警察署が新しく統合されたということで、先月、総務委員会で視察してまいりました。統合により大変広域化された中で、私のほうから行政クレームの存在についてお聞きしましたが、その際、署長から、残念ながら行政クレームは存在すると、そこで、関係市町村や教育現場などもしっかり連携しているといったお話を頂きました。

なぜ、クレーム被害についてお聞きしたかと言いますと、実は、阿南市でその種の事件がありまして、一つは建造物損壊事件、さらには市職員に対する名誉毀損、これは職員に対する誹謗中傷ビラを配布したと、さらには暴力行為に及んだということで、逮捕起訴されて有罪が確定したという事件があったからでございます。民間企業でしたらお客様は神様と言われていますが、行政においても、やはり納税者であったり、住民主権者であったり、福祉の対象者でございますので、いろいろな相談や苦情が行政の窓口を持ち込まれてまいります。

ただ、クレームと言われる人について、一つは金銭的な利益を得ようとする経済クレーム、また、人格的な障害をお持ちであり、精神的な自己満足を得ようとするクレームが存在するといったこともありまして、例えば、阿南市では、昼に来てから夕方終業のチャイムが鳴って以降も役所に居座り、職員に対して怒鳴ったり、嫌がらせをしたり、また、上司を出せといった要求をします。最後には、職員に対するビラ配付なども行って、名誉毀損まで行われたということもございます。こういった方は本当にごく一部だと思いますが、残念ながらそういう方であったり、暴力団関係者などが県内の行政機関に対して

経済的な要求をしているという事案については、阿南市だけではなく、他の市町村にもあるのではないかと思います。このことについて、県警察では現状をどのように把握しているのか、お伺いしたいと思います。

もう一点、これも同じ阿南市の事例です。今、阿南市では、市の行政対策官ということで、元警察官の方をお願いをして、こういったクレーマーに対する指導、助言を頂いているようでございますけれども、当然、市民とクレーマーは直ちに区別が出来ないわけでありまして、クレーマーの場合、窓口で犯罪に至る言葉を発したり、業務妨害をすると。それも半日以上にわたって課長であったり、課長補佐であったり、担当者が振り回されてしまい、業務妨害ということで逮捕に至ったようであります。こういった行政クレーマーや理不尽なモンスターに対しては、行政機関と警察との連携、協力が大変有効であるし、必要だと市の行政対策官の方もおっしゃっていました。行政の方が直ちに強制的に排除することが出来ないということもあって、やはり強制力を持っている警察の方のお力添えや指導などが大変有効であると思います。そこで、こういった問題に対して、県警察はどのような取組を行っているのか、お伺いしたいと思います。

#### 今井刑事部長

お尋ねの内容につきまして、まず一点が、不当要求行為の現状をどのように認識しているのか、もう一点は、行政機関と県警察との連携状況についてでございます。

まず、一般に行政対象暴力、あるいは不当要求行為というのは、暴力団員又は社会運動標榜ゴロ、右翼標榜ゴロといった反社会的勢力が、行政機関に対し、その組織や団体の威力を背景に不正の利益を得る目的で入札の参加や契約、その他の行政処分等を求めてくるものであります。こういった行政対象暴力というのは、これまで徳島県暴力団排除条例の施行、あるいは指定暴力団による不当要求行為の禁止枠の拡大、さらには中止命令の罰則の強化など、数次にわたる暴対法の改正等によって、ここ数年、県内においてこういった事案は把握しておりません。

ただ、議員が説明されたとおり、暴力団関係者以外の悪質クレーマーによる不当要求的な事案というのは見られるところでございまして、御指摘のとおり、昨年も阿南市役所において、2月には建造物損壊、9月には名誉毀損、10月には暴行の事実で違法行為の対象者を排除いたしております。こうした暴力団関係者以外、反社会的勢力に属さない者の悪質クレーマーについても、それぞれの各自治体において不当要求行為等の対策委員会や対応マニュアルを設けていただいております。委員会には、各警察署の刑事課長等が顧問等の立場で参画させていただいております。その場でそういった事案、あるいは対処ごとの個別具体的な検討、協議、対応策をともに練って対応しているところでございます。そういった不当要求行為に対する市町村、あるいは県の対応要領としては、マニュアルに基づいて組織的に対応するのが原則でありまして、1人の係員、あるいは女性職員や若い職員といった若干弱いところだけに任すのではなく、組織一体的に対処という原則をもって対応していただいているのですが、その上で、そういった事案というのはまれに見られる



ところでございまして、それらについては、個々具体の事案ごとにそれぞれの市町村と協議して、ともに対応を進めているところでございます。

#### 松崎委員

今、お話もありましたように、本当に暴力団関係者であったり、悪質なクレーマーというのは、執拗に行政機関を訪れて、窓口には特に経験の浅い職員であったり、女性職員がいらっしゃいますが、そういったところに威圧的な要求を繰り返したり、さらには、情報公開法に基づくいろいろな行政情報の提供を求めたりしながら、クレーム行為を行っているということでございます。それから、そういう人が窓口でいろいろクレーム行為をしていると市民も大変不快になり、悪影響を及ぼすこともあります。また、職員自身も追い込まれると、本当は退職したくないのに退職せざるを得ない、さらに、行政の現場では、精神面での大きな負担により休職される方もいらっしゃるとお聞きしております。

そして、このようなクレーマーというのは、単に市町村を対象にしているのではなく、恐らく県や国のほうにも行き、クレームを付けると。自己欲望のために実現しようといいますが、そのようなことが底辺にあるようでございます。行政としていろいろ御指導いただいていると思えますけれども、例えば、そういったときに警察に出動していただく場合、先ほどの暴力団対策法絡みでのいろいろなルールはあるということですが、行政クレームを付ける場合、現場としてはぎりぎりのところで対応されていると思うのですが、県警としては、犯罪のグレーゾーンにおける何かガイドライン的なものがあるのでしょうか。そういうことははっきりさせてくれたら、市の行政等々も警察に連絡しやすいといった話もございましたので、お聞きしたいと思えます。

#### 今井刑事部長

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、例えば、指定暴力団等であれば暴力団対策法による行政命令といった対応がなし得るわけですが、それ以外の対象者につきましては、具体的に個々の事案が刑罰法令に触れるか否かを慎重に見極めて対応していくこととなります。ですから、そういった容疑性のある事案については、先ほども申しましたように、各市町村に設置している不当要求行為等対策委員会、あるいは、担当者から連絡通報いただくなど、ともに対応協議をして、最良の対策を立てているところでございます。

ただ、私ども公務員というのは全体の奉仕者でございますので、警察署におきましても窓口等で行政処分とか、あるいは許認可等で三、四時間、自らの要求をなされる方もいらっしゃいますけれども、違法行為がない限り、納得していただくまで対応しているのが現状でございます。

#### 松崎委員

各自治体も不当な要求行動には毅然と対応することが大変大事だろうと思えます。これ

までは住民至上主義といいますか、住民のための役所ということで、役所は上位に置かれていたのですけれども、住民を平等に取り扱うという意味では、住民平等主義の上位の概念で、全体の住民の利益となるような行政を実現しなければならないと思います。

そこで、行政機関の一員でもある県警察では、何時間掛かってでも説得するということでは、今後、モンスター市民と言われるクレーマーによる被害を防止するため、不当要求行為根絶に向けた決意のほどをお聞きしたいと思います。クレーマー対策を明らかにすることによって、住民の方も執拗にクレーマー行為を繰り返すことの抑止になるのではないかと思います。今日、いろいろ質問させていただきましたが、クレーマー行為に対する広報活動などについて、どのように取り組まれるのか、お聞きしたいと思います。

#### 今井刑事部長

県警察では、徳島県暴力追放県民センターと連携いたしまして、毎年、各自治体、それから事業所等において、不当要求行為等の対策責任者に対する講習を実施いたしております。

それから、各事業所あるいは自治体の要求に応じて、こういった不当要求行為等に対する対応要領の実践講習会などを開催しております。県警察としては、今後も法に基づき、違法行為に対しては厳正に対応していくわけでありましてけれども、それに近い容疑性のある事案については、各行政機関と連携し、これらの根絶に向けて対応を図っていく所存でございます。

#### 松崎委員

最後をお願いしておきたいと思います。今、お話がありましたように、それぞれ対策委員会が設置され、県警察の方が専門的見地からいろいろ御指導いただいていると。さらには、その対策マニュアルが、例えば、市の職員に採用され方、また、現職の職員の皆さんに徹底していないと意味がないと思いますので、やはりマニュアルを周知すること、さらには実践的な研修など、是非、防止に向けた警察の皆さんからの講習や指導内容は効果的だと思いますので、そのことをお願いをして、終わります。

#### 岡委員

2点ほど、お伺いしたいと思います。

まず、自転車の交通マナーというか、問題についてであります。先ほど、12月に道路交通法が改正され、一応、自転車は道路左側の路側帯を通過しなければならないと決まったわけですが、当時、新聞、テレビ等でも結構報道され、ある程度の意識付けは出来たのではないかと、できる限りのことはしたのではないかという気はしていました。しかし、今朝、家から県庁まで来るまでの間、2キロメートルもない非常に近い距離ですが、ほとんど守られていない状態でありました。それに加え、スマートフォン持って、携帯を操作しながら

らの自転車の運転，また，ミュージックプレーヤーで音楽を聴きながらの運転，信号無視，2列，3列になったの並列運転についても，かなり以前から法改正もされ，厳しく取締りをしていくといった方針が出ていたと思うのですが，今朝拝見した限り，信号無視が4件ぐらい，音楽を聴いている人が，ざっと見ただけでも10人ほどいました。先月，美馬警察署のほうに視察に行ったとき，そこで自転車のマナーのことについて少しお伺いしたのですが，すけれども，あの辺ではそんなにマナーは悪くない，事故もないと言っていた矢先，6月25日に事故があった。別に警察の方の取締りがどうこうといった問題ではありませんし，非常にマナーの悪い運転をして，事故に遭われたのかもしれない。また，翌26日の昼間にも佐古の大通りにおいて，お年寄りの方が自転車で横断していたところトラックにはねられ，不幸にもお亡くなりになったといった事故が起こっています。

そこで，まずお伺いしたいのが，県内における自転車の交通事故の発生件数，態様，また，年齢層というのをどのように把握されているのか，そして，県警察としてルールに従わない自転車の運転者に対し，どのような指導，取締りを行っているのか。マナーアップに向けてというのを何回か聞いたことはあるのですが，改めてどのような取組をされてるのか，まずはお聞きしたいと思います。

#### 澤口交通部長

委員御指摘のとおり，自転車のマナーアップにつきましては，交通部門の最大の重点課題として取り組んでおりますが，委員御指摘の問題については十分認識し，努力してまいります。

まず，発生状況でございますが，5月末現在，県下の自転車事故の発生状況については，発生件数296件，前年対比でプラス5件，死亡者ゼロ，前年比マイナス6人，傷者数292人，前年比プラス6人で，発生件数，傷者数とも昨年より微増しております。委員御指摘のとおり，自転車による死者数につきましては，6月25日，26日と，2日続けて自転車が被害に遭う交通死亡事故が発生してしまいました。昨日現在の自転車事故の死者数につきましては2人，前年比マイナス5人となっております。事故類型につきましては，5月末現在，出会頭が189件の63.9%で，全体の6割以上を占め，次に右左折時の事故が66件の22.3%となっております。年齢層を見てもみますと，子どもの事故が46件の15.5%，高校生の事故が85件の28.7%，高齢者の事故が80件の27.0%となっております。

そのようなことを踏まえまして，マナー向上のための一斉取締りの方針といたしまして，自転車の取締りについては，毎月5日，10日，20日の交通安全日のほか，第2月曜日，休日の場合は休日明けとなりますが，自転車街頭指導等強化日に指定しまして，各警察署におきまして指導取締りを実施しております。交通ルールを守らない自転車利用者に対しまして，指導警告書，イエローカードを活用した街頭活動を行っております。自転車の飲酒運転，整備不良等の違反，また，警察官の警告に従わず，違反を継続するなど，悪質，危険性の高い場合には検挙しているところでございます。

マナーアップに向けまして，関係機関，団体と連携する状況におきましては，中，高校

生に対し、県教育委員会と連携しまして、学校側で交通安全指導を行う際の資料としまして、自転車の警告件数、警告内容を各学校側に通知しております。各高校にも交通マナーアップクラブがございまして、連携した通学路における街頭指導等を実施しております。高齢者につきましては、老人クラブと連携の上、自転車シミュレータを活用した交通ルールに従った自転車の安全で正しい乗り方等を指導教養を図ってまいります。本年5月、徳島県交通安全対策協議会が主唱する自転車マナーアップ強化県民運動を関係機関、団体と連携の上、総ぐるみ運動を展開しております。しかしながら、委員御指摘のとおり、不十分な点、マナーアップがなされていない点というのは、県警におきましても認識しております。最重要課題として今後も継続的に取り組む覚悟でございますので、よろしくお願いいたします。

#### 岡委員

思った以上に丁寧にお答えいただき、ありがとうございます。当初、私が考えていたよりも日を設定して、結構な回数で取締りを行っているということだったのですが、時間帯はやはり朝や夕方辺りの通勤、通学時間帯が多いのですか。

（「はい」と言う者あり）

ありがとうございます。いろいろな啓発をしているというのもニュースなどで見掛けますし、新聞にも載っています。また、我々のところへも案内が来たりします。多少、死亡事故などが減っているとはいえ、それでも件数は横ばいだし、恐らく止められていない人というのも本当にたくさんいると思います。地域事情というのもあるのですが、特に、徳島市内の中心部などは、やはり学校も多いですし、高齢者の方も自転車で走る場合が多い。

朝や夕方に取締りをして、夜に無灯で走っている人もたくさんいます。私も何度も驚いた経験があります。もちろん事故件数を減らしていくこともそうですが、そういう不注意で若い方や高齢者が亡くなることがあってはならないと思っております。いろいろなマナー向上や指導警告というのをしていらっしゃると思いますが、やはり一度、一年間を通して一斉かつ重点的に厳しめの取締りをしていくと。それによって、運転者の意識を高めていかなければならない時期に来ていると思っております。県警の方針というものがどのようなものか、部長にお聞きしたいと思います。

#### 澤口交通部長

委員御指摘のとおり、さきほどの答弁にも言いましたとおり、毎月5日、10日、20日の交通安全日、及び第2月曜日、第2月曜日が休日の場合はその休日明けに設定しており、自転車のマナーアップは県警の最重要課題として取り上げております。指導警告につきましては、この日に集中的にしており、今後も継続的に実施してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

## 岡委員

今までどおりやりますといった答えのように思いましたが、特に、夜間というのは、徳島市内でも交通量が減りますし、そういうときに国道でも平気で信号無視をしている事案をよく見かけます。別に曜日は今のままでも構いませんが、時間帯などもしっかり考えていただきたい。これから自転車事故であったり、歩行者の事故というものが出てくると思っていますので、とにかく一人でも多くの意識を高め、注意していただきたいと思えます。

もう一点、最近、ここ何年間かの中に自転車レースと申しますか、非常にスピードが出るロードレーサーみたいな自転車が非常に普及し、県内でも公道をかなりの猛スピードで走行されているのをよく目にします。別に法律に違反しているわけでもないですし、もちろん、公道を走れる自転車ですので構わないのですけれども、大変危険な状況というのをよく目にします。私の知り合いの方が長年そういった自転車にずっと乗っていたのですが、数年前にちょうど沖浜の交差点辺りで左折する車に突っ込み、半身不随の怪我を負うなどの大きな事故に遭われ、また、私自身もそのような事例を何度か見たり聞いたりしたこともあります。法定速度に準じて走っているわけですから、当然、取締りをするというのではないのですが、警察だけの問題ではなく、道路状況なども非常に問題があるのではないかと思います。どうしても雨水を流すために少し道路に傾斜を付ける、そういうところを自転車であったり、二輪車、オートバイなどが走っているときにタイヤがとられて転倒し、後方車に突っ込まれるといった事例が、自転車が普及すればするほど出てくるのではないかと考えております。これに対し、県警察として何らかの対策というか、心掛けていらっしゃる部分があれば、少し教えていただきたいと思えます。

## 澤口交通部長

近年の健康ブームによりまして、委員御指摘のスポーツタイプ、あるいはロードレースタイプの自転車を通勤に使用されたり、趣味で走られる人が非常に目立ってきました。街中を疾走するこのような自転車に対しましては、歩行者の安全を確保すべく、自転車通行可の歩道が設置されている道路でありまして車道通行するよう促し、現在のところ、街頭活動等を通じて車道の左端を一列で走行するよう指導しているところでございます。

また、参考ですが、公道を集団で走行する自転車ロードレースや自転車イベントにつきましては、道路使用許可の申請を受理した際、主催者に安全指導を徹底するよう要請するとともに、道路交通法の遵守の徹底を条件として許可しておりまして、このような事柄を通じて指導、強要させていただいております。

## 岡委員

ありがとうございました。別に、ロードレース用の自転車で走っているのが悪いと言っているわけではありません。県自体も自転車王国などと名乗り、自転車と車がお互いに公道を走らなければならないという状況であれば、ほかの部署とも連携し、お金も掛かる問題ですので、たちまちに解決できるとは思いませんが、もう少し道路の状況などをしっか

りと考えなければならないのではないかと思いますし、もちろん公安関係の皆さん方にも意識を持っていただかなければならないと思いましたが、少し質問させていただきました。

もう一点、ストーカー被害の問題について、少しお伺いしたいと思います。本当に毎月のように、下手すれば連日のようにストーカー被害に遭われてお亡くなりなるといった事件が起こっています。はっきりとは覚えていないのですが、県内でも何年か前に傷害事件でお亡くなりになった方もいらっしゃると思います。

今、県内におけるストーカー事案の相談件数は大体どれくらいなのか、また、その中で危険性、緊急性が高い事案というのは何件くらいなのか、まずはお聞きしたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

ストーカー事案の相談受理件数等についての御質問でございます。

県内におけますストーカー事案の相談受理件数につきましては、昨年は214件でありまして、前年と比べまして6件増加しております。

また、本年5月末現在では99件でありまして、昨年同時期と比べまして5件増加しておりますといった状況でございます。

次に、危険性、切迫性の高い事案についての御質問でございますが、危険性、切迫性の高い事案と判断いたしまして、文書警告や事件検挙した事案が、昨年は32件、本年5月末現在では14件ございました。

#### 岡委員

この件数が多いのか少ないのかというのは、それぞれのとらえ方によりますが、微増とはいえ年々増加しているということは、傾向としては非常に良くない気がいたします。

先ほど、切迫性であったり、緊急性、危険性というものの把握についてお伺いしたのですが、過去に起きた事件の中には、それまでストーカー行為はもちろん続いていたのですが、警察に連絡したということで腹が立って刺したこともありました。ストーカー犯罪というのは、今まで緊急性はないと判断していたことでも、突然、状況が一変してしまうことが大きな特徴ではないかと思います。事案によっていろいろな状況があるのですが、切迫性であったり、危険性というのをどのような形で判断されてるのか、警察の中で判断基準があれば、少し教えていただきたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

危険性、切迫性の判断基準等についての御質問でございます。

県警察では、この種の事案の危険性、切迫性を適切に判断するため、警察署等において相談を受理するに当たりまして、相談者から詳細に事情聴取を行うことといたしております。具体的には、加害者との関係はもとより、加害者の性格や具体的な言動、また、これまでのストーカー行為等の態様や被害の状況、程度を聴取いたしまして、危険性等の判断

に資する資料といたしております。

また、加害者の犯罪歴等も含めまして、個々具体的な事案ごとに危険性、切迫性を総合的に判断しているといった状況でございます。警察庁からは危険性等をより適切に判断するため、今申し上げました危険性等の判断に資する資料等の項目を盛り込みました危険性判断チェック票の導入が指示されまして、県警察では、本年2月から危険性判断チェック票を導入いたしまして、この種事案の危険性等をより適切に判断するための参考資料として活用しているところでございます。

今後とも、この種の事案の危険性、切迫性を適切に判断して、見極めることが非常に重要でございます。見極めを行い、被害者に対する保護対策の徹底、また、加害者に対する警告、検挙の措置を迅速、的確に実施してまいりたいと考えております。

#### 岡委員

今年2月から危険性判断チェック票を導入されたということですが、やはり具体的な事案であったり、個別の性格の判断というのは非常に難しいところがあると思います。恐らく、ストーカーの加害者になった方についても、周辺の方に聞いたらそんな方とは思っていなかったといったことが多いので、誰もが加害者になり得るし、被害者になり得るかもしれない。その場合、ふだんの性格が適用されるのかどうかというと、正常な判断が出来ない状態になっていると思うので、危険性判断チェック票を利用することももちろんですが、やはりこまめな聞き取りと、まずは被害者に加害行為をさせない、被害者の命を守ることを優先的に考えていただきたいと思います。そのためには、多少踏み込んだ判断かもしれませんが、今後、早期に警察が介入することも考えていただきたいと思います。最悪の事態防ぎ、被害者をしっかり守っていくという決意を最後に少しお聞きしまして、質問を終わりたいと思います。

#### 小倉生活安全部長

ストーカー事案に対する取組方針等についての御質問だと理解いたしております。

ストーカー事案等の恋愛感情のもつれに起因します暴力的事案については、委員から御指摘がございましたが、事態が急に展開して、重大な事件に発展するおそれが大きい事案と認識いたしております。このため、県警察といたしましては、この種事案の危険性、切迫性を適切に判断いたしまして、組織的対応を行うとともに、被害者保護を最優先としながら加害者に対する早期の警告、検挙を実施する方針で対処してまいりたいと、現在も対処しているところでございます。今後も誰もが安心して相談できる環境づくりにも努めまして、この種の事案を早期に把握して、最悪の事態を防ぎ、被害者を守るため、被害の未然防止を図ってまいりたいと考えております。

#### 木南委員

岸本委員の関連質問で一問だけ。徳島市大原町の運転免許所跡地について、悠長な御答

弁だなといった感想です。というのは、移転が始まったら、即、跡地利用もしくは処分しなければならない。移転が決まって、あるいは移転してから何か月もの間、処分案が決まらないというのは、民間企業でしたら経営陣の責任問題です。これは警察財産なのか、あるいは知事部局の管財課の財産ですか。警察が立案して処分するのか、管財課のほうで処分するのか、教えてください。

杉本拠点整備課長

現在、警察の財産として扱っております。

木南委員

これについては警察が案を作って処分するわけですね。それでは、移転したら即処分できますよね。3万2,000平方メートルの大きな財産です。県民に対し、このような遊休資産を置くというのは、非常に罪悪です。早く処分案を作って、あるいは管財課に返さないのですね。警察財産として処分する、警察の財産に入るわけですか。

杉本拠点整備課長

現在、その手順を私どものほうでさせていただいております、その方針を公有財産活用推進会議に諮るような方向で進めております。

木南委員

移転が決まって何年になるのですか。

笠井委員長

小休します。（12時14分）

笠井委員長

再開します。（12時14分）

杉本拠点整備課長

移転が決まりまして、4年がたつ状況でございます。現在、私どものほうで、その処分につきまして進めているところでございますが、委員御指摘のとおり、すぐに進めるべきといった意見も十分認識いたしております。これからできる限り早い方向で対応させていただきたいと思っております。

木南委員

3万2,000平方メートルの再利用案あるいは処分案なり、早く方針を決めていただきたい。今更、徳島市との話合いで決まらないということではないでしょ。早く処分案を作る



ように要望しておきます。

笠井委員長

私からは、質問ではなく、要望という形でお願いしたいと思います。

まず、警察行政のあり方ですけれども、やはり警察や消防といったものは活動しないほど良い。しかし、こと事案が起こりますと、それに対して早急に対処する必要があるので、日ごろの訓練を休まずに行っていただきたいと思います。

それから、県民にとっては警察は怖いというイメージがある。だから、警察が捜査するとき、警察は怖いと言わないでおこうといったことになるとと思います。皆さんは、そんなに強く言っているつもりはないと思いますが、県民は警察から聞かれるだけで怖いという印象があります。警察は、県民をサポートする組織であるということで、できるだけ県民が話しやすいように、優しく、怖がらせないようにしていただきたい。そうすれば、捜査のときにいろいろな情報を入手しやすい。

もう一つ、新しい道が完成すると交通標識や信号なども設置されると思うのですが、この場合も警察あるいは道路課だけが決めたりするのではなく、ふだん通行している地元の方の声も十分聞いて、本当に安全な交通施策を実施していただきたいと思います。これは私からの要望です。

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

#### 【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第12号

笠井委員長

それでは、これをもって公安委員会関係の審査を終わります。

富久公安委員長

公安委員長の富久でございます。総務委員会に出席するのも本日が最後となりました。

一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。平成22年7月に公安委員に任命され

まして、はや4年が過ぎようとしております。この間、警察を管理する公安委員会という未知の分野に携わり、当初は不安でございましたが、大過なく勤めさせていただきましたことは、ひとえに笠井委員長をはじめ、委員の皆様方や関係者の皆様方の温かい御指導、御支援のたまものでございます。この席をお借りして、心から厚くお礼を申し上げます。

公安委員として県警察の様々な活動に接しましたが、県民の安寧のため、警察職員の皆さんが努力されている姿を目の当たりにし、非常に頼もしく感じました。

しかしながら、最近の治安情勢を見ますと、刑法犯認知件数などには数値的に一定の改善が見られるところではありますが、依然として、子どもや女性、加えて高齢者が被害者となる事件や交通死亡事故が発生しております。県民の安全安心を確保するため、警察に課せられた課題は山積しております。更なる御努力をお願いしているところであります。

こうした中で、個人的には、この4年間、大変貴重な経験をさせていただいたわけですが、今後は公安委員会、県警察の理解者の一人として、応援させていただきたいと考えております。

最後になりましたが、総務委員会のますますの御発展と委員の皆様方の御健勝を祈念申し上げます。甚だ簡単粗辞ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

笠井委員長

議事の都合により、休憩いたします。（12時20分）